

確定申告を 受け付けます

役場住民課住民税係
☎574・2213

令和5年分所得税・復興特別所得税の確定申告および令和6年度町道民税の申告を受け付けますので、次の事項に該当する方は、必ず申告してください。
なお、申告受付会場は非常に込み合い、長時間お待たせする場合があります。
医療費控除の明細書や収支計算書などは、事前に作成したうえでお越しください。

◆申告受付日程

会場	月日	時間
池田税務署 <small>※入場整理券が必要</small>	2月16日(金)	9:00~16:00
	3月15日(金) <small>※ただし土日・祝日は除く</small>	8:30~12:00 13:00~16:00
役場住民課 (1階会議室)	2月22日(木)	10:00~16:00

- 申告しなければならぬ方
○ 令和6年1月1日現在、豊頃町に住所を有し、次に該当する方
○ 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に、何らかの所得があったすべての方
○ 給与所得者で年末調整をされていない方、また、年末調整をされている方も他の事業所等から給与を受けている方
- 今後、児童手当・保育所入所・扶養認定などのために、所得証明書等が必要となる方
- 所得税、町道民税の控除額が違うなどの理由のため、所得税の確定申告は必要ないが、町道民税の申告が必要な方
- 国民健康保険に加入して所得税、町道民税の申告をしていない方
- 申告のときに必要なもの
○ 印鑑（振替納税を希望される方は、銀行に届けている印鑑）
○ 給与・賃金・年金などを受けている方は、源泉徴収票または支払者の証明書
○ 事業を行っている方は、収支、経費の分かる明細書
○ 生命保険料、地震保険料、国民年金等の領収書や証明書（控除を受ける際には、証明書が必要です。）
○ 医療費控除の申告をする方は、領収書

高額介護合算療養費について

北海道後期高齢者医療広域連合
☎011・290・5601
役場福祉課保険係
☎574・2214

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です
同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が医療保険および介護保険から支給されます。
なお、国保・後期医療保険の加入者のみで支給対象となる方には、申請案内を送付します。
○ 医療費または介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
○ 国保と後期の医療費は同一世帯でも合算されません（社会保険の方も同様です）。
○ 支給額が500円以下の場合には支給されません。

1年間の自己負担限度額表

(1年分の自己負担額の計算期間:令和4年8月1日~令和5年7月31日)

70歳未満 (後期加入者除く)	所得区分		自己負担額の合計の限度額
	所得 901万円超世帯		212万円
	所得 600万円超 901万円以下世帯		141万円
	所得 210万円超 600万円以下世帯		67万円
	所得 210万円以下世帯		60万円
住民税非課税世帯			34万円

70歳以上国保及び後期加入者	負担割合	区分				自己負担額の合計の限度額
		現役並み所得者世帯	現役Ⅲ 現役Ⅱ 現役Ⅰ	課税所得 690万円以上 課税所得 380万円以上 課税所得 145万円以上	212万円 141万円 67万円	
3割	一定以上所得者	一般Ⅱ	(※1)	56万円		
		一般Ⅰ	(※2)			
1割	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	(※3)	31万円		
		区分Ⅰ	(※4)			

- ※1 住民税課税世帯で同一世帯に課税所得28万円以上の被保険者の方がいる場合に「年金収入+その他の合計所得額が一定以上の方
- ※2 住民税課税世帯で一般Ⅱ(2割)に該当しない方
- ※3 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
- ※4 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受領額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

または、医療費のお知らせハガキ等を持参いただき、受診者・医療機関ごとに計算してお持ちください。※支払った医療費が戻るわけではありませんので、ご注意ください。
○ 所得税および復興特別所得税の振替納税または還付請求をする方は、本人が開設している銀行等の口座番号
※ 申告書の関係用紙は受付時にお渡ししますが、事前に必要な方は、住民課に請求してください。

公的年金等を受給されている方の確定申告について

- 次のいずれにも該当する場合には、計算の結果、納税額がある場合でも、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。
○ 公的年金等の収入金額が400万円以下(複数から受給されている場合は、その合計額)
○ 公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる
○ 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

役場住民課住民税係
☎574・2213

※「十勝池田税務署」(池田町字旭町1丁目8番地8)では、混雑を回避するため、会場への入場には「入場整理券」(会場で当日配付または国税庁LINE公式アカウントで事前発行)が必要です。
配付状況に応じて、後日来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

冬道での交通事故防止のポイント

- ◆ スピードダウンと慎重な運転を
冬道では、滑りやすい路面でのスリップ等による正面衝突や路外逸脱事故、追突事故が多発します。スピードダウンと路面状況に合わせた慎重な運転を心がけましょう。
- ◆ 時間に余裕をもった運転を
先を急ぐと危険なので、目的地までの道路状況や天候を確認して、時間に余裕を持った運転を心がけましょう。
- ◆ 「急」のつく運転操作は危険
急発進・急ハンドル・急ブレーキといった「急」のつく運転操作はスリップにつながり大変危険です。道路状況に応じたハンドル、ペダル操作を心がけましょう。
- ◆ 交差点の死角に注意
交差点では「車が来ているかもしれない」「歩行者が横断するかもしれない」と危険を予測して、徐行と安全確認を徹底しましょう。
- ◆ 悪天候に注意
吹雪や大雪など悪天候時は不要不急の外出は控えるようにしましょう。万が一の立ち往生等に備えて防寒具やスコップ等を車に準備しておきましょう。

駐在だよりはるにれ

池田警察署 ☎572・0110
茂岩駐在所 ☎574・2013
豊頃駐在所 ☎574・2151
大津駐在所 ☎575・2002

氷上釣りでの事故に注意!

- ◆ 水中転落事故の防止
過去に十勝川や長節湖などの氷上での釣り中に、氷が割れて水中に転落する事故が発生しています。
冬期の水中転落事故は生死にかかわります。氷上で釣りをするときには「自分の身は自分で守る」ことを第一に考え、危険な場所には絶対に近づかないようにしましょう。
- ◆ 一酸化炭素中毒事故の防止
閉め切ったテント内でストーブ等の火気を使用した釣りでは、換気不足による一酸化炭素中毒事故が発生するおそれがあります。
一酸化炭素中毒は、気づいたときには手遅れになっている可能性があるため、テント内、車内で火気を使用する際は、換気に注意するとともに、一酸化炭素チェッカーを使用しましょう。
- ◆ 冬の火災に注意!
空気が乾燥すると建物や家具などに蓄えられる水分が少なくなるため、火災につながりやすくなります。
ストーブの近くに燃える物を置く、たばこやコンロの消し忘れ等も火災の原因となります。住宅火災が多くなっているため、火の扱いには十分注意しましょう。

広報とよころ

議会だより

役場だより

広報とよころ

議会だより

役場だより